



福島医発第 2184 号 (地)
令和元年 11 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

「保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について

今般、「保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正が行われ、厚生労働省医政局より日本医師会を通じて別添のとおり連絡がありました。

本件は、医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会での議論を踏まえ、領域別パッケージ研修に新たに救急領域が追加されるものです。詳しい改正点は、別添の新旧対照表をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知につき、ご高配のほどよろしくお願いいたします。

記

○各都道府県知事宛通知書面 URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/10805000/000562413.pdf>

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

日医発第 819 号(地 304)
令和元年 1 1 月 1 5 日

都道府県医師会
会 長 殿

日本医師会会長
横 倉 義 武

「保健師助産師看護師法第 3 7 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、「保健師助産師看護師法第 3 7 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正が行われ、併せて厚生労働省医政局長より各都道府県知事に対して施行通知が発出されるとともに本会に対してもその協力依頼がありました。

本件は、医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会（本会より釜范常任理事が参画）での議論を踏まえ、領域別パッケージ研修に新たに救急領域を追加するものです。詳しい改正点は、別添の新旧対照表をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関への周知につき、ご高配のほどよろしくお願いいたします。

改正した省令全文につきましては、下記 URL をご参照ください。

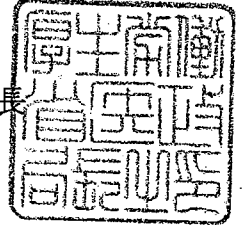
<https://www.mhlw.go.jp/content/10805000/000562413.pdf>

医政発1029第5号

令和元年10月29日

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省医政局長



「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について

看護行政の推進につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添のとおり通知を発出しましたので、御了知いただくとともに、貴機関又は貴団体管内の関係者各位に広く周知されることについて格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「保健師助産師看護師法第 3 7 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為
及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」
の一部改正について

特定行為に係る看護師の研修制度の内容や具体的な運用基準等については、「保健師助産師看護師法第 3 7 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」（平成 27 年 3 月 17 日付け医政発 0331 第 1 号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。）により示しているところである。第 23 回医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会での議論の結果、領域別パッケージ研修に新たに救急領域パッケージを追加することとなった。これを受け、局長通知について別添の新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたため通知する。

本改正に係る指定申請等における様式については、下記のとおりである。貴職におかれては、御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努めるなど、引き続き、本制度の円滑な実施に御協力をお願いする。

記

- (1) 令和元年 5 月 7 日付け局長通知の一部改正前の様式及び改正後の様式について、いずれも令和 2 年 3 月 31 日までの間、提出することが出来る。
- (2) 令和 2 年 2 月までに指定を受けた指定研修機関における特定行為研修について、以下の変更が生じた場合には、当該指定研修機関は指定研修機関変更届出書（省令改正に伴う変更届出）（様式 8）にて、令和 5 年 3 月 31 日までに、変更が生じた日から起算して 1 月以内に届け出ること。
 - ・「保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令」（平成

31 年厚生労働省令第 73 号。以下「改正省令」という。) に基づき、当該指定研修機関における特定行為研修の共通科目の内容を変更した場合

- ・改正省令に基づき、当該指定研修機関における特定行為研修の各科目の時間数を変更した場合
- ・当該指定研修機関において、領域別パッケージ研修を実施する場合（新たな特定行為区分に係る特定行為研修の開始を伴わない場合）

保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について（平成 27 年 3 月 17 日付け医政発 0331 第 1 号厚生労働省医政局長通知） 新旧対照表

新	旧
医政発 0 3 1 7 第 1 号 平成 2 7 年 3 月 1 7 日 一部改正 平成 2 9 年 1 1 月 8 日 一部改正 令和 元 年 5 月 7 日 <u>一部改正 令和元年 1 0 月 2 9 日</u>	医政発 0 3 1 7 第 1 号 平成 2 7 年 3 月 1 7 日 一部改正 平成 2 9 年 1 1 月 8 日 一部改正 令和 元 年 5 月 7 日
各都道府県知事 殿	各都道府県知事 殿
保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について	保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について
(前文略)	(前文略)
記	記
第 1 (略)	第 1 (略)
第 2 特定行為研修省令の内容及び具体的な運用基準	第 2 特定行為研修省令の内容及び具体的な運用基準
<u>1. 用語の定義</u> ～ <u>5. 特定行為研修</u> (略)	<u>1. 用語の定義</u> ～ <u>5. 特定行為研修</u> (略)
<u>6. 指定研修機関</u>	<u>6. 指定研修機関</u>
(1) ～ (3) (略)	(1) ～ (3) (略)
(4) 変更の届出 (略)	(4) 変更の届出 (略)
③ 実施する特定行為研修の内容 <u>(指定研修機関が領域別パッケージ研修を実施する場合を含む)</u>	③ 実施する特定行為研修の内容
④～⑧ (略)	④～⑧ (略)
(5) ～ (1 3) (略)	(5) ～ (1 3) (略)
(1 4) 留意事項	(1 4) 留意事項
① (略)	① (略)
② 指定研修機関の指定の基準関係	② 指定研修機関の指定の基準関係

(略) イ～ト (略) チ <u>特定行為研修の協力施設</u> (以下略) ③ (略) ④ 変更の届出関係 (略) 6.(4)③に関連して、実施する特定行為研修の内容の変更を届け出る場合にあっては、変更後の特定行為研修計画を指定研修機関変更届出書(様式2)に添えること。<u>なお、指定研修機関が領域別パッケージ研修を実施する場合は、研修の内容の変更に該当すること。</u> <u>また、6.(4)⑦に関連して、(略)</u> ⑤ 変更の承認関係 (略) ⑥ <u>領域別パッケージ研修の実施関係</u> <u>新たに指定研修機関の指定を受けようとする者が、領域別パッケージ研修を実施しようとする場合は、領域別パッケージ研修の実施について記載した指定申請書(様式1)を提出することにより、厚生労働大臣の認定の申請をすること。指定研修機関が新たに領域別パッケージ研修を実施しようとする場合は、領域別パッケージ研修の実施について記載した指定研修機関変更届出書(様式2)または特定行為区分変更申請書(様式3)を提出することにより、厚生労働大臣の認定の申請をすること。なお、6.(5)に関連し、指定研修機関が特定行為区分変更申請書(様式3)を提出する時点において、領域別パッケージ研修の実施を計画している場合は、様式3において領域別パッケージ研修の計画についても記載することにより、様式2の提出を省略しても差し支えないこと。</u> ⑦ 年次報告関係 (略) ⑧ 指定研修機関の指定の取消しの申請関係 (略) ⑨ 特定行為研修の修了関係 (略) ⑩ 特定行為研修指定研修機関指定証の交付関係 (略)	(略) イ～ト (略) チ <u>特定行為研修を指定研修機関の協力施設</u> (以下略) ③ (略) ④ 変更の届出関係 (略) 6.(4)③に関連して、実施する特定行為研修の内容の変更を届け出る場合にあっては、変更後の特定行為研修計画を指定研修機関変更届出書(様式2)に添えること。 <u>なお、6.(4)⑦に関連して、(略)</u> ⑤ 変更の承認関係 (略) <u>(新設)</u> ⑥ 年次報告関係 (略) ⑦ 指定研修機関の指定の取消しの申請関係 (略) ⑧ 特定行為研修の修了関係 (略) ⑨ 特定行為研修指定研修機関指定証の交付関係 (略)
---	--

⑪ 事務の委託関係

(略)

7. 施行期日等 (略)

第3 留意事項 (略)

(別紙1) ～ (別紙2) (略)

(別紙3)

共通科目の内容

科目	学ぶべき事項	時間
臨床病態生理学～ 疾病・臨床病態概 論（略）	（略）	（略）
医療安全学	特定行為の実践におけるアセスメント、仮説検 証、意思決定、検査・診断過程（理論、演習・実 習）を学ぶ中で以下の内容を統合して学ぶ （略）	（略）
特定行為実践		
計		（略）

(別紙6)

5. (1) ⑧に関連し、特定行為研修の一部を免除した研修
(領域別パッケージ研修)

(略)

1. 在宅・慢性期領域 ～ 3. 術中麻酔管理領域 (略)

4. 救急領域

特定行為区分の 名称	特定行為	研修を修了した 看護師が実施可 能な特定行為か 否か	研修の免除 の可否
呼吸器 (気道確 保に係るもの)	経口用気管チューブ又は経 鼻用気管チューブの位置の	○	二

⑩ 事務の委託関係

(略)

7. 施行期日等 (略)

第3 留意事項 (略)

(別紙1) ～ (別紙2) (略)

(別紙3)

共通科目の内容

科目	学ぶべき事項	時間
臨床病態生理学～ 疾病・臨床病態概 論（略）	（略）	（略）
医療安全学	特定行為の実践におけるアセスメント、仮説検 証、意思決定、検査・診断過程（理論、演習）を 学ぶ中で以下の内容を統合して学ぶ （略）	（略）
特定行為実践		
計		（略）

(別紙6)

5. (1) ⑧に関連し、特定行為研修の一部を免除した研修
(領域別パッケージ研修)

(略)

1. 在宅・慢性期領域 ～ 3. 術中麻酔管理領域 (略)

(新設)

関連	調整		
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	二
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	○	二
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	○	二
	人工呼吸器からの離脱	○	二
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	○	二
	橈骨動脈ラインの確保	○	二
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	×	免除可
	脱水症状に対する輸液による補正	○	二
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与	○	二
	抗精神病薬の臨時の投与	×	免除可
	抗不安薬の臨時の投与	×	免除可
(別紙7)～(別紙8) (略)			
様式1			
様式2			
様式3			
様式4			
様式5			
様式6			
様式7			
様式8			
参考			
		(別紙7)～(別紙8) (略)	
		様式1	
		様式2	
		様式3	
		様式4	
		様式5	
		様式6	
		様式7	
		様式8	
		参考	